



## 安心・安全ルール in 東都島 (東都島小学校学校安心ルール)

令和7年4月改定

	学習の時に	友だちとの関わり	教職員との関わり	学校生活の中で
最も望ましい	<ul style="list-style-type: none"> <li>友だちの意見も参考にして、自分の意見をもち、発表できる。</li> <li>自分で学習したいテーマをもち、長い時間がかかるっても最後まで学習に取り組みやりとげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友だちの意見のよいところをすすんで取り入れ、自分の考えと合わせてより優れた新しい意見や考えをもつことができる。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員に指示されずとも、学校生活がよりよくなるように、今、自分がすべきことを適切に判断し、誇りをもち行動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の指示の有無に関わらず、ゴミが落ちていたら拾う、トイレのスリッパが乱れていたら揃える、友だちと協力して教室や掃除担当場所を整美する。</li> <li>時刻や相手に応じて、正しく気持ちのよいあいさつをすすんでできる。</li> </ul>
望ましい	<ul style="list-style-type: none"> <li>たくさん意見を発表する。</li> <li>宿題以外に、学年段階に応じた学習時間・内容で自主学習をすすんで行う。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>友だちが困っていたら相談にのる。</li> <li>友だちの意見・考えを尊重する。</li> <li>ルールを守ることができるように互いに声掛けができる。</li> <li>学習活動、係活動、遊びなど自分たちの生活をよくしたり楽しくしたりするために友だちと協力して活動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習活動において課題解決のためにはすすんで友だちと協力する。</li> <li>意見があるときは、だまって手を挙げて、呼ばれたら「はい」と返事をするなど、授業のルールを教職員に言われずとも行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分からすすんで教室や掃除担当の場所などを整美できる。</li> <li>自分から大きな声ではっきりとあいさつができる。</li> <li>互いに身だしなみに気をつけて声掛けができる。</li> </ul> 
これだけは守ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校時間を守って登校する。</li> <li>する休みしない。</li> <li>宿題を必ず行う。</li> <li>寄り道せずに登下校する。</li> <li>授業のはじまりの時刻を守る。</li> <li>学習に関係のないものは持てこない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力をふるわない(暴言も同じ)。</li> <li>約束を守る。</li> <li>人のいやがることやいじめは絶対にしない。傍観者にならない。</li> <li>困ったことや悩みは、一人で抱えこまずに誰かに必ず相談する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼ばれた時は、元気よく返事をする。</li> <li>「～です」「～ます」をつけて話をする。 (教職員だけでなく大人に対して丁寧な言葉づかいをする)</li> <li>教職員の目を見て静かに話を静かに聞く。</li> <li>約束を守る。</li> <li>正直で素直であること。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の身のまわりを整理・整頓する。</li> <li>自分からあいさつをする。</li> <li>名札を必ず着用する。シャツや上靴など身だしなみを整える。</li> <li>廊下を走らない、危険なことはしないなど自他の安全に気をつけて行動する。</li> <li>給食を残さず食べる。(ただし無理をしない)</li> <li>学校の机や椅子、備品を大切に扱う。</li> </ul>

※児童が友だちや人に迷惑をかける言動をした場合は、「ダメなものはダメ」という毅然とした指導を行います。残念ながら児童が人に迷惑をかける行為があった場合は、保護者の方にも連絡・連携し、事実関係に基づいて適切な処置と問題の解決に努めます。

※上記の「これだけは守ろう」の内容は例であり類似の内容も入ります。これらの項目に関して日常的に達成できていない場合や、暴力、いじめ、不登校に関わる事案に関しては、「堀江小いじめ防止基本方針」や「生活指導基本方針」等に基づき、即座に保護者に連絡し問題解決に臨みます。

※ケースによっては、関係諸機関(SSW・児童相談所・警察・民生委員・市教委など)と連携して問題解決にあたります。